

感染症登校許可証明書

氏名 _____

上記の者は、下記の疾患が治癒したので登校して良いことを証明します。

疾患名	
インフルエンザ	風しん
百日咳	水痘
麻しん	咽頭結膜熱
流行性耳下腺炎	新型コロナウイルス感染症
結核	髄膜炎菌性髄膜炎
その他 (_____)	

(上記疾患の該当欄に○印を記入してください)

初診 20 年 月 日
登校禁止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
登校許可 20 年 月 日から

*インフルエンザと新型コロナの登校停止期間は発症日を0日として5日間が原則です。

20 年 月 日

医療機関名
住所・電話
医師名

印

※感染症登校許可証明書による情報は保健管理センターおよび学務部（教務課）、担当教員が共有し、原則として第三者に開示いたしません。しかし、法令に基づく場合や、本人の生命／身体／財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難であるときは例外的に第三者に開示することがあります。あらかじめご了承ください。

感染症報告書

20 年 月 日

青山学院大学学長 殿

学校保健安全法施行規則第十八条・第十九条に基づき、下記のとおり報告いたします。

大学保健管理センター

印

学生番号		学部・学科		学年	
氏名					
病名					
登校許可	20 年 月 日 午前 ・ 午後 から登校を許可する。				

学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

※改正省令は、令和 5 年 5 月 8 日から施行

分類	該当する病名	出席停止の期間
第一種 感染症	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、及び特定鳥インフルエンザ</p> <p>*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。</p>	<p>治癒するまで</p>
第二種 感染症	<p>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）</p>	<p>発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで</p>
	<p>百日咳</p>	<p>特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p>
	<p>麻疹</p>	<p>解熱後 3 日を経過するまで</p>
	<p>流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</p>	<p>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p>
	<p>風しん</p>	<p>発しんが消失するまで</p>
	<p>水痘（水ぼうそう）</p>	<p>すべての発疹が痂皮化するまで</p>
	<p>咽頭結膜熱</p>	<p>主要症状が消退した後 2 日を経過するまで</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症</p>	<p>発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで</p>
	<p>結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第三種 感染症	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症</p>	<p>症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>